

平成30年度 第2回ひたちなか市奨学生募集要項

ひたちなか市教育委員会

ひたちなか市では、奨学資金貸与条例に基づき、優良な生徒・学生で、かつ、経済的理由によって修学が困難な方に学資を貸与し、有為な人材を育成することを目的として、平成30年度奨学生を下記により募集します。

1 申請資格

- (1)平成30年度高等専門学校第4・5学年、専修学校専門課程(修業年限2年以上)又は大学(短大含む)在学者
- (2)学資その他の費用の支弁が困難であると認められること。(所得基準があります。)
- (3)保護者が市内に住所を有している者であること。
- (4)健康であり、人物・学業とも優れている者として在学する学校又は卒業した学校の長の推薦を受けた者(推薦基準があります。)

※奨学生に決定した場合、市内在住の方から連帯保証人及び保証人(各々独立の生計を営む成年者1人ずつ)を要します。

※他の団体における奨学資金の貸与を受けている方は、本市奨学生にはなれません。

※連帯保証人は、市税を滞納しておらず、債務を保証できる所得のある方とします。

2 緊急申請資格

上記1の(1)～(4)に該当し、下記の緊急を要する場合にあっては随時受け付けます。

- (1)主たる家計支持者が、病気、事故、死亡又は失業等により収入が減少した場合
- (2)火災、風水害、震災等の災害により災害救助法等の適用を受ける著しい被害、又はこれらの災害に準じる程度の被害を受けた場合

3 貸与月額及び貸与期間

区 分		貸与月額	貸 与 期 間
高等専門学校(第4・5学年)在学者		20,000 円	在学する学校の正規の修業年限のうち、残修業年限
専修学校(専門課程)在学者		30,000 円	
大学在学者	国立及び公立	30,000 円	
	私立	40,000 円	

4 申請手続

推薦基準及び所得基準に合致し申請を希望される方は、ひたちなか市教育委員会総務課へ申請書類を提出してください。

※推薦基準に合致するとは……人物・学業・健康等が推薦基準の各項目に該当すること。
(別紙平成30年度ひたちなか市奨学生推薦基準参照)

※所得基準に合致するとは……生計を一にする世帯全員の平成29年分の合計所得から、表3の特別控除額を控除した額が、表1の所得基準額以下であること。

(別紙平成30年度ひたちなか市奨学生所得基準参照)

・給与所得者は、表2の計算式により得た金額を所得金額とする。

・給与所得者以外の場合は、所得税・住民税申告書、又は「所得(課税)証明書」における所得金額をそのまま所得金額とする。

(1) 申請希望者は教育委員会総務課(本庁第3分庁舎2階)から申請用紙等の交付を受けてください。(申請用紙等は、市教育委員会ホームページからもダウンロードできます。)

奨学生推薦調書は、該当する学校に作成を依頼してください。

(2) 奨学生願書に、上記の奨学生推薦調書、在学証明書及びその他の必要書類を添えて提出してください。

5 提出書類

(1) 奨学生願書(申請希望者が作成してください。)

(2) 奨学生推薦調書(1学年にあっては卒業した学校、その他の学年にあっては在学している学校に作成を依頼してください。)

(3) 在学証明書

(4) その他の必要書類

①平成29年分の所得についてその金額を確認できる下記の書類

下記(ア)又は(イ)の書類がない場合は、申請受付ができませんので、必ず提出してください。

(ア) 給与所得者等…平成29年分源泉徴収票

(イ) 農業所得者、事業所得者等

・所得税申告の場合…平成29年分所得税確定申告書の写し

・住民税申告の場合…平成30年度住民税申告書の写し

(保護者については、所得がない場合でも必ず住民税の申告をすること。)

②表3の特別控除を受ける場合

特別控除額表右欄の証明書類等の不要・要により、要の場合はその証明書類又はその金額がわかる書類を提出してください。

③緊急申請の場合

緊急申請資格(1)又は(2)について、関係証明書類又は確認できる書類を提出してください。

6 提出期間

平成30年7月23日(月)から平成30年8月31日(金)まで(期限厳守)

土・日曜、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時30分までに、必要書類を揃えて教育委員会総務課まで持参ください。

郵送の場合は平成30年8月31日(金)消印有効です。

7 奨学生の採用決定

教育委員会の審査を経て採否を決定し、本人に通知します。(9月上旬ごろ通知の予定です。)

奨学金の貸与開始は、平成30年10月10日(水)を予定しています。

8 奨学資金の返還

(1) 返還期限

奨学資金は、無利息で、貸与期間の最終月の翌月から6ヶ月据置き後、10年以内に年賦(年1回)半年賦(年2回)又は月賦(毎月)により返還していただきます。ただし、全部又は一部を繰り上げて返還することができます。

(2) 返還猶予

進学、傷病、災害その他特別の理由により返還が困難な場合は、本人等の申請により相当の期間その返還を猶予することがあります。

(3) 返還免除

貸与を受けた者が、死亡又は心身障害のため労働能力を喪失した場合は、返還未済額の全部、又は一部の返還を免除することがあります。

9 その他

ひたちなか市では、奨学金の貸与を受けて大学等を卒業し、市内の対象職種や中小企業等において就業している方又は就業見込の方に対し、返還を行なっている奨学金返還金の一部を補助する制度を実施しています。詳細につきましては、市ホームページ「ひたちなか市奨学金返還支援補助金について」のページ等をご参照ください。

10 問い合わせ先

〒312-8501 ひたちなか市東石川2丁目10番1号
ひたちなか市教育委員会総務課
Tel 273-0111 内線 7306

大学等へ在学している方へ／ひたちなか市からのお知らせ

ひたちなか市の奨学生を募集します！

ひたちなか市では、優良な生徒・学生で、かつ、経済的理由によって修学が困難な方に学資を貸与し、有為な人材を育成することを目的として、平成30年度奨学生を下記により募集します。

対象者・申請資格

次の要件をすべて満たす方

- (1) 平成30年度高等専門学校第4・5学年、専修学校専門課程（修業年限2年以上）又は大学（短大含む）在学者
 - (2) 学資その他の費用の支弁が困難であると認められること。（所得基準があります。）
 - (3) 保護者が市内に住所を有している者であること。
 - (4) 健康であり、人物・学業とも優れている者として在学する学校又は卒業した学校の長の推薦を受けた者（推薦基準があります。）
- ※ 奨学生に決定した場合、市内在住の方から連帯保証人及び保証人（各々独立の生計を営む成年者1人ずつ）を要します。
- ※ 他の団体における奨学資金の貸与を受けている方は、本市奨学生にはなれません。
- ※ 連帯保証人は、市税を滞納しておらず、債務を保証できる所得のある方とします。

貸与月額・期間

区 分		貸与月額	貸 与 期 間
高等専門学校(第4・5学年)在学者		20,000 円	在学する学校の正規の修業年限のうち、残修業年限
専修学校（専門課程）在学者		30,000 円	
大学在学者	国立及び公立	30,000 円	
	私立	40,000 円	

提出書類

- (1) 奨学生願書（申請希望者が作成してください。）
 - (2) 奨学生推薦調書（1学年にあっては卒業した学校、その他の学年にあっては在学している学校に作成を依頼してください。）
 - (3) 在学証明書
 - (4) その他の必要書類（平成29年分の所得を確認できる書類等。詳細は募集要項をご覧ください。）
- ※申請用紙等は、ひたちなか市ホームページからダウンロードできます。

手続きの流れ

申請

1. 提出書類を教育委員会総務課へ提出

【提出期間】

平成30年7月23日（月）～平成30年8月31日（金）

審査

2. 教育委員会総務課にて書類の確認・審査・採否の決定

貸与
決定

3. 奨学生決定者へ決定通知書及び誓約書等を送付

本人への通知は、9月上旬頃予定

貸与
手続き

4. 誓約書等を記入し、教育委員会総務課へ提出

貸与
開始

5. 奨学資金の貸与開始

貸与開始は、平成30年10月10日（水）予定

奨学資金の返還

【返還期限】

奨学資金は、無利息で、貸与期間の最終月の翌月から6ヶ月据置き後、10年以内に年賦（年1回）半年賦（年2回）又は月賦（毎月）により返還していただきます。ただし、全部又は一部を繰り上げて返還することができます。

【返還猶予】

進学、傷病、災害その他特別の理由により返還が困難な場合は、本人等の申請により相当の期間その返還を猶予することがあります。

【返還免除】

貸与を受けた者が、死亡又は心身障害のため労働能力を喪失した場合は、返還未済額の全部、又は一部の返還を免除することがあります。

お問い合わせ先：ひたちなか市教育委員会事務局総務課

〒312-8501 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号

TEL：029-273-0111（内線：7306）